

## 第22期第3回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和3年9月29日(水) 12時50分~13時30分

2 場 所 くしろ水産センター 3階 大会議室

3 出席委員 川崎一好 柳谷法司 上野 仁 後藤義勝 石川和男 倉館建一  
中村喜美雄 北島千也 神山久典 秋森新二 中村純也 西田達雄  
山崎貞夫 近藤龍洋  
(欠席委員 龜田元教)

4 事務局 村田事務局長 神谷専門主任

5 臨席者 釧路総合振興局 大津水産課長 大塚漁業管理係長  
十勝総合振興局 泉水産課長 加賀漁業管理係長

### 6 議事事項

議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申)

### 7 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) すけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- (4) 太平洋広域漁業調整委員会の互選委員の互選結果について

### 8 その他

海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の全国漁調連表彰について

### 9 議事の経過

#### (1) 開会

事務局 | 只今から、第22期第3回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催致します。  
開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶申し上げます。

#### (2) 会長挨拶

会長 | どうもご苦労様でございます。  
何回か、リモートで開催をさせて頂いたのですけれど、皆様それぞれ、いろいろな会議が出るようになったことは、少しコロナが収まってきたのかなと、安心するところがあるんですけども、すでにもう、テレビの解説者はですね、第6波が11月に始まるんでないかと。  
今、ようやく落ち着いてきたときに、また始まるとなれば、我々の気持ちも沈んでしまうなというふうに、ニュースを見ていましたけれども。  
こうして皆様方に、元気に会議に出席頂いたということを、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

秋あじでありますけれども、春鮭鱈は非常に不漁であったということで、たいへん心配をしております。加えて、秋あじが始まりましたけれども、十勝、釧路地区はですね、非常に低調に推移しているということあります。

いろいろな研究者から、いろいろな話がありますし、また、増協なんかはですね、ずいぶんと苦労なされて、いろいろと検討しているみたいでありますけれども、これは恐らく、一過性のものではなくてですね、気候変動に伴ったですね、いろいろな影響が出ているんであろうというふうに思いますけれども。早く、気候変動は止めることはできませんけれども、健康な稚魚をどういう形で作り、放流し、帰ってくる確率をですね、高くすることができる研究を組み上げて、やって頂きたいものだというふうに思っております。

それから、赤潮がですね、この一週間、十日ほど前から、釧路管内でもですね、たいへん大騒ぎをしております。今のところ、被害はですね、日高、十勝、釧路にですね、集中している様なところがありまして、赤潮そのものも、我々がテレビ等で見ていた、西側のですねものとは、若干、規模的にも違うんだろうと、高を括っていた部分も、私自身ありましたけれども、何かですね、沿岸に死んだタコがいるとか、あるいはまた、ツブが寄ってきたとか、あるいは、ウニが寄ってきたという話がですね、毎日毎日、出てくるんですね。潜りで潜らせるとですね、これまた、ウニがこんなに死骸があったのかというくらいのですね、大きな被害につながっております。

たまたま、新聞にはですね、第一報の数字がそこに載せてありますから、当初は養殖のウニが120kgと、120kgこれ、むき身かと、俺、聞いたんですよ。いやいや違う、養殖ウニの数字が出たんで、それを新聞社は載つけたんだろうということでありますけれども、そんな数字ではありません。当初は、第一報はあのくらいの数字であったというふうに聞いておりますけれども、その後、各地区、地蔵書きをしているウニ等を見るとですね、ほぼ8割以上、全滅に近いですね今年度捕るウニの被害が出て来ておりますので、恐らく、あと一週間もしない内にですね、全容が明らかになるのではないかなというふうに思っております。

この赤潮がですね、北海道の東部地区、特にエリモ以東に出るなんていいうのはですね、私共、考えていました。まさかという気持ちでありますけれども。早速、北海道の方も動いて頂いてですね、局長が、釧路、十勝を回って、それぞれ今後の対策等のお話を、昨日あたりしたみたいであります。対策はですね、どういった、その赤潮が原因で発生するのか、どっから来たものなのか、あるいはまた、これをいち早く察知するにはどういった研究をし、どういうようなことをやるのかは、もちろんでありますけれども、これは一つの災害ですよ。やっぱり、災害に対してですね、特に北海道が、我々、漁業者に対し、どう考えるのか。23年の、あの大震災の大津波にやられたときも、北海道はですね、共同の、共有のものでなければ補助対象にしないということでありましたけれども、その後ですね、話が変わっていって、個人のですね、施設等に対してもですね、同じ様なやり方をしてきた。これは、我々漁民にとってはたいへんありがたいことだったんですが。今回のこの被害が、そういった自然災害ですね、対象になるのかどうか、それと今一つは、国の方の予算の中では、赤潮対策というのは載っているんですけども、調べさせましたら、個人の、あるいは、組合のですね、そういう財産に対する補助ではなくて、研

究をするという、いわゆる、調査をするというような形での予算が出来上がっているみたいでありますけれども。おそらく、ウニは3年くらいですね、大不漁が続くでしょう。商売にならないような気がしますね。あるいは、秋あじがですね、こういった形で、定置に入ったものが何千本も死んだような形になればですね、やはり、それに対して我々は、どういう対応を取るのか、特にエリモ以東の問題ですから、日高も含めますけれども、皆様方もですね、お知恵を拝借しながらですね、この対策をしっかりと、海区委員会としても前に進めて行かなければならぬだろう、というふうに思っております。

いろいろとおしゃべりをさせて頂きましたけれども、本日の委員会、議事事項がですね1点、報告事項4点、その他1点というふうになっておりますので、ひとつ慎重にですね、ご審議を頂ければというふうに思っております。よろしくどうぞお願ひを致します。

#### (3) 出席人員報告

事務局 この後の会議進行は、川崎会長にお願い致します。

会長 それでは、議事に入りたいと思います。その前に、出席人員をご報告申し上げます。委員総数15名、出席委員は14名になります。よって、過半数に達しておりますので、本委員会は成立を致しました。

#### (4) 議事録署名委員の選出

会長 次に議事録署名委員につきましては、委員会規程第7条の規定によりまして、私の方から指名をさせて頂きます。上野委員と後藤委員にお願いをしたいと思います。よろしく、どうぞお願ひを致します。

#### (5) 議事の経過

会長 それでは、議事事項に入ります。議案第1号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等」についてを上程致します。説明願います。

事務局 議案第1号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等」についてでございます。

(知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について概略説明)

詳細につきましては、振興局から説明を致します。

釧路振興局係長 (知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について詳細説明)

会長 はい、説明事項についてご質問等があれば、お受けしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

(無し)

会長 よろしいですか。

(はい)

会長 はい、それでは、ご質問等が無いようですので、議案第1号の諮問内容につきましては適当であることを北海道知事に答申させて頂きます。  
次に、報告事項に入ります。事務局に説明をお願いします。

事務局 (第6管理期間 知事管理量に係る採捕の種類別又は海域別の数量について説明)

会長 はい、それでは報告事項1について、ご質問等ござりますか。

(無し)

会長 はい。続いては、次に進めたいと思います。  
報告事項2について、事務局の方から説明願います。

事務局 (すけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明)

会長 はい、それでは報告事項2にきまして、ご質問等ござりますか。

(無し)

会長 はい、無いようでございますので、次に進めたいというふうに思いますが。次に、報告事項3について、説明願います。

事務局 右肩に報告事項3と書いてある資料をご覧ください。

(定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について説明)

報告内容の詳細につきましては、道の方から説明をお願いします。

釧路振興局係長 (定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について説明)

会長 はい、この件について、ご質問ありませんか。  
どうぞ。

近藤委員 今回、漁場の活用などから状況を見てという話なんですけれども、どのような指導方法で来るのか、指導内容とか、分かれば教えてくれると助かるのですが。

釧路振興局課長 先ほど、近藤委員の方からご質問があった内容についてでございますけれども、水産庁のガイドラインを基本としまして、漁場の適正かつ有効に使っているのかを、総合的に考慮した上で判断していくというところでございます。具体的にはですね、一つとして、法令を遵守しているのかということと、資源管理を適切に実施しているのか、また、漁期中ですね、

相当程度の期間を操業しているのか、免許された区域、相当程度を利用しているのか、そういう、諸々の基準に照らし合わせまして、判断するものとなっております。そのため、例えば、合理的な理由も無く操業していないとなりますと、指導という判断になり得ることもありますので、この辺についてはご了承願いたいと思います。

近藤委員

うちみたく、網入れてない場合は、どうしたら良いのかなと。  
とりあえずは、網入れないということは、魚を捕らないということで、資源管理だとか、うちは港湾工事とか、いろんな兼ね合いの中でやってない場合に、指導があつたりするか。それで、免許取り上げくらうのか。

網入んないということは、遡上するという考え方でやっていることで。  
これだけ疲弊しているのに、さらに、さらに、漁民をいじめるような方向に行くんですか。定置、先ほど会長が挨拶の中で言ったように、エリモ以東は悲惨な目に遭っています。これで指導するというのは。俺らにとつては、あなた達の、道の、俺は増協の副会長もやっているんだけれども、一生懸命稚魚を放して、やった結果、10年やった結果、秋あじ来なくなつた。言つたとおりやって、来なくなつたんで、言つたとおり、やらなきやならないのかな、という気はするんだけれども。この考え方って、どうでしょうか。

釧路振興  
局課長

ありがとうございます。現在の、秋あじの状況についてなんですけれども、道としましても想定外の資源の減少にあります。これに対しまして、道としましても、サケの稚魚を強化する。実証事業等において、資源回帰対策に取り組んでいるところでございます。また、漁業者の皆様も、経営がたいへん厳しい中、自主規制なども取り組んで頂いているところでございます。近藤委員からのご意見があったとおり、近年の資源状況では計画どおりに漁業を営めず、休漁をせざるを得ない状況の方もいらっしゃると思います。

またですね、将来の資源造成のために、自主的な規制を地域単位で検討、実施して、それにより、十分な操業が出来ないという状況もあるのでは、想定されるのかなと思います。このためですね、自己都合で休漁するとか、資源状況による休漁など、内容が違う休漁のし方もあります。こういう、客観的にですね、休漁の内容について、理解を得られるものについては、やむを得ない休漁として、分けて考える必要があると、振興局も考えているところでございます。この辺の、最終的な、運用の考え方の判断ということについては、最終的には、札幌の本庁の方で判断することになるんですけども、地域の事情を把握した中ですね、現状に見合った運用にする必要があるものとの今回のご意見だと思いますので、このご意見については、只今、お伺いしましたので、しっかり本庁の方にその旨を伝えて参りたいと考えております。

会長

よろしいですか。

近藤委員

そういうことで、窮状を本庁の方へ伝えてもらえば、我々も納得せざるを得ないと思うんだけれども。とりあえずは、今の状態を、きちっと把握してくれと、数字だけの問題で無いよ、ということを考えてくれれば助かると思っています。

- 会長 よろしいですか。
- 近藤委員 はい。
- 会長 その他、ご質問があれば、ご意見、ご質問があればよろしいですか。
- (はい)
- 会長 はい。次に移ります。  
報告事項4に行きたいと思います。説明願います。
- 事務局 (太平洋広域漁業調整委員会の互選委員の互選結果について説明)
- 会長 リモートでしたんですね、ご報告が遅れました。  
それから、道海区の会長には、工藤さんが新しくなりましたんで、合わせてご報告申し上げます。  
それでは、その他ですね、説明願います。
- 事務局 (海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の全国漁調連表彰について説明)
- 会長 (海区漁業調整委員会委員の全国漁調連表彰)
- 会長 どうも、ご審議頂きまして、ありがとうございました。本日、また長官感謝状を贈呈させて頂きましたけれども、中々、こういう委員というのをやる人は、いるようで、いないようですね。皆様方にもご協力頂いたお陰ですね、十勝、釧路のいろいろの問題を解決に導いて行けるものと思っております。また、なお一層の、皆様方にはご協力を賜りたいと思います。  
それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させて頂きたいと思います。ありがとうございました。

以上、委員会の顛末を記録した事実に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 3 年 9 月 29 日

議長

川瀬一郎

署名委員

後藤義勝

署名委員

上野仁